

みなし仮設住宅の退去手続きについて

自宅が完成し、転居が可能となりましたら、すみやかに退去のお手続きをお願いします。退去期限は自宅引渡し完了後1か月以内となっております。



**震災住宅支援課 ☎096-328-2989 へ
退去予定日の40日前までにお電話ください。**

みなし仮設住宅の供与期間延長申立について

以下の表に記載のやむを得ない理由があり、仮設住宅を供与期間内に退去できない場合に限り、さらに再建まで必要な期間（最長1年間）の延長申立ができることとなりました。以下の表の該当箇所の**提出必要書類**をご準備のうえ、熊本市役所9階 震災住宅支援課窓口にて延長申立手続きを行ってください。手続き後、提出書類確認や建設地の状況確認等にもとづく審査のうえ、延長可否を決定します。

※ **提出必要書類**と**印鑑**(シャチハタ不可)をお持ちください。

現在の延長理由	供与期間内に退去できない理由	提出必要書類 <small>◎は必須です</small>
自宅再建 ① 建設工期による延長	自宅の再建先・再建時期は決まっているが、 <u>工期の関係</u> から、供与期間内に仮設住宅を退去できない ※建設工期が当初契約から変更となる場合、変更理由等を確認し、延長の可否を判断します。 また、提出書類に不足がなくとも、再建状況の推移等を踏まえ延長が認められない場合があります。	(着工済の場合) ◎ 自宅再建状況確認書 ◎ 建築請負契約書 (※収入印紙付きの原本必須) ○ 工期の変更があった場合は、変更契約書
		(未着工の場合) ◎ 自宅再建状況確認書 ◎ 建築請負契約書 (※収入印紙付きの原本必須) ○ 工期の変更があった場合は、変更契約書 ◎ 融資予約通知書 又は 現金残高証明書(預金通帳原本)
自宅再建 ② 公共事業による延長	公共事業(土地区画整理事業、地盤改良事業等)に日数を要することから、自宅を再建できず、供与期間内に仮設住宅を退去できない	◎ 自宅再建状況確認書 ◎ 自宅再建の進捗が確認できる書類(契約書・図面等) ○ 公共事業の状況に関係部署に確認するため、申請書や通知書等があればお持ちください

上記のほか、自己の都合によらない真にやむを得ない理由により、供与期間内に退去できない場合

延長申立に関するお問合せ:熊本市役所9階 震災住宅支援課 ☎096-328-2989